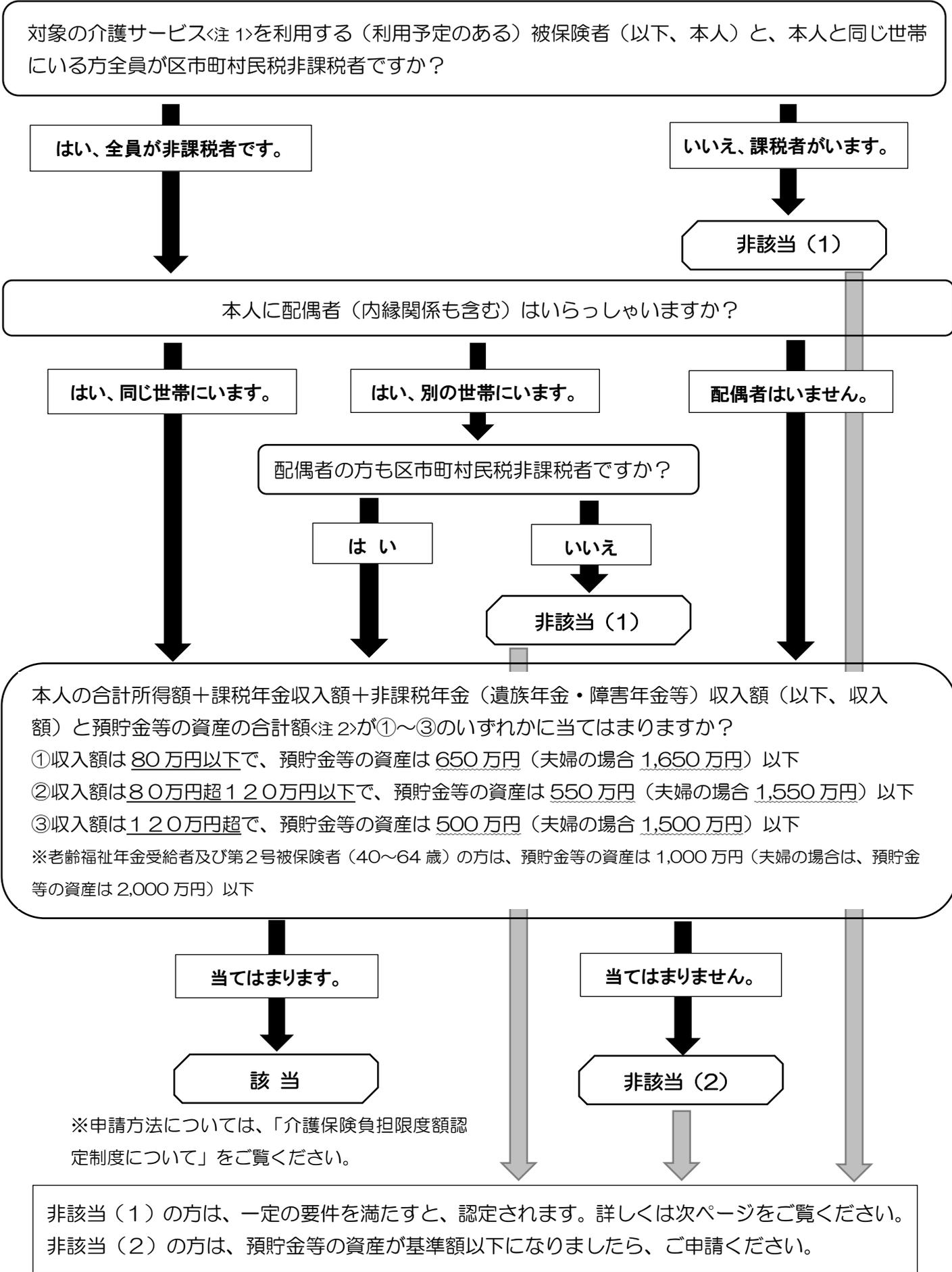


負担限度額認定制度 判定フロー図



<注 1>施設サービスや短期入所サービス（※有料老人ホームやグループホーム等は対象外）

<注 2>預貯金、有価証券、現金等の合計額から、負債（住宅ローン等）を差し引いた金額

課税層に対する特例減額措置について

非該当（１）の方は、以下の要件をすべて満たすと、認定となります。

- ①その属する世帯の構成員が２以上（同一世帯に属していない配偶者も構成員として計算）
- ②介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設に入所・入院し、利用者負担第４段階の食事・居住費を負担
- ③世帯の年間収入から施設の利用者負担（１～３割の介護サービス費、食費、居住費）の見込額を除いた額が８０万円以下
 - ・世帯：施設入所にあたり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算
 - ・収入：公的年金等の収入金額＋合計所得金額
- ④世帯の現金、預貯金等の額が４５０万円以下（預貯金等には有価証券、債券等も含まれる）
- ⑤世帯がその居住用の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない
- ⑥介護保険料を滞納していない



申請される場合は、ご案内をお送りいたしますので、下記の間合せ先までご連絡ください。
 なお、申請には入所（入院）施設からの費用の見積もりが必要となりますので、あらかじめご準備ください。

<参考> 1日あたりの負担限度額

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額 ※2
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 ※1	多床室	
第1段階	820円	490円	320円	0円	300円 (300円)
			490円		
第2段階	820円	490円	420円	370円	390円 (600円)
			490円		
第3段階①	1,310円	1,310円	820円	370円	650円 (1,000円)
			1,310円		
第3段階②	1,310円	1,310円	820円	370円	1,360円 (1,300円)
			1,310円		
第4段階（非該当）					

※1 従来型個室の上段は特別養護老人ホーム・短期入所生活介護、下段は介護老人保健施設や介護医療院などの利用時の限度額です。

※2 () 内は、ショートステイ利用時の金額です。

間合せ先

大田区役所福祉部介護保険課 給付担当
 〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14
 電話番号 03-5744-1622